

## 株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目1番4号  
サンシャインシティ文化会館6階  
**株式会社アドバンスト・メディア**  
代表取締役会長兼社長 鈴木 清 幸

### 第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

また、株主総会終了後、事業説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着しますようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成25年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番4号  
サンシャインシティ 文化会館7階 会議室704室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第16期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第16期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- (1) 当日ご出席の際には、お手数ではございますが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.advanced-media.co.jp/corp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、欧州債務問題を中心とした海外経済の減速から円高の進行が進み、景気の先行きは不透明なまま推移いたしました。しかし、昨年末に発足した新政権への期待感および欧州債務問題等の収束から円高傾向が修正され、輸出関連企業の業況に改善の兆しが見え始め、景気回復への期待が高まってまいりました。

このような情勢のもと、当社グループは、人が機械に自然に意思を伝えられる「ソフトコミュニケーションの時代」を拓くべく第2次中期経営計画を推進いたしました。当連結会計年度は、「ソリューションとプロダクトの商品力強化による拡販」および「新機軸サービス事業への取り組み」の各施策を実施し、事業を推進いたしました。

売上に関しましては、KDDI株式会社が提供する、話しかけるだけでスマートフォン操作をサポートするアプリ「おはなしアシスタント」に当社の音声認識技術AmiVoice®が採用されるなど、従来から取り組んでまいりましたスマートデバイスの普及を想定した商品開発および営業活動が奏功し、クラウド事業部のライセンス収入が当初計画を大幅に上回りました。あわせて、他分野に関しても計画値を上回り、全体での売上高は1,573百万円となりました。

損益に関しましては、売上高が伸長するとともにライセンス収入が増大したため粗利益率が向上し、当初計画していた営業損失が大幅に改善いたしました。また円安の影響により保有している米ドル預金などの円換算価額が向上し為替差益216百万円を計上しました。あわせて保有していたMModal, Inc. (米国) 株式全てを売却し特別利益として投資有価証券売却益663百万円を計上したことから、経常利益および当期純利益での黒字化を実現いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,573百万円（前期は売上高1,239百万円）、営業損失は14百万円（前期は営業損失290百万円）、経常利益255百万円（前期は経常損失250百万円）、当期純利益は836百万円（前

期は当期純利益1,646百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は9百万円であり、主に社内の情報システムの構築、ソフトウェアの取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

平成24年7月に当社が保有していたMModal, Inc. (米国)株式に公開買付けが実施されました。当社は公開買付けに応募し公開買付けが成立したため、1,204,800株全てを売却いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第13期 (平成22年3月期)	第14期 (平成23年3月期)	第15期 (平成24年3月期)	第16期 (当連結会計年度) (平成25年3月期)
売 上 高 (千円)	1,247,470	1,512,527	1,239,006	1,573,286
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△242,786	△5,697	1,646,276	836,971
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失 (△)	△1,621円73銭	△37円34銭	10,788円04銭	5,484円67銭
総 資 産 (千円)	2,334,397	2,292,055	4,350,106	4,987,192
純 資 産 (千円)	2,031,756	2,000,509	3,975,146	4,647,126

### ② 当社の財産および損益の状況

区 分	第13期 (平成22年3月期)	第14期 (平成23年3月期)	第15期 (平成24年3月期)	第16期 (当事業年度) (平成25年3月期)
売 上 高 (千円)	1,186,534	1,407,682	1,178,803	1,510,898
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△259,063	△46,289	1,615,649	836,648
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失 (△)	△1,730円46銭	△303円33銭	10,587円34銭	5,482円55銭
総 資 産 (千円)	2,392,680	2,379,539	4,361,802	4,986,890
純 資 産 (千円)	2,155,687	2,111,448	3,987,789	4,652,836

## (3) 対処すべき課題

### ① 中期経営計画の推進

当社グループは、人が機械に自然に意思を伝えられる「ソフトコミュニケーションの時代(SCE)」を拓くべく平成24年3月期(第15期)から平成26年3月期(第17期)の第2次中期経営計画を策定し推進しております。

中期経営計画の中で、新機軸サービス事業「溢れる声をデータにするサービス事業(VDS)」および「声が価値を生み出すサービス事業(VAS)」を展開し、売上と収益の安定的な成長を実現いたします。また、グローバル展開として、アジア各国の多言語対応への研究開発投資を積極的に行い、アジア市場における音声認識技術企業として一定の地位を確保してまいります。

また、これらの新機軸サービス事業の展開やグローバル展開を実現するには、当社グループにとって有益な企業とのパートナー連携が必要であり、そのようなパートナーの発掘および事業連携に取り組んでまいります。

② スマートフォン等の普及に対応した製品・サービスの開発

スマートフォンと呼ばれる多機能型携帯端末やタブレット型の電子デバイスの急速な普及と対話型エージェントに代表されるような音声入力、当社の予測を上回る速度で一般社会に浸透し始めております。そのような中、さまざまなメーカーやサービス事業者は音声入力を重要なインターフェイスと位置付けており、音声認識技術を各種の製品およびサービスに採用する動きが活発化しております。

このような動きの中で当社は、いかなる状況下においても話者を満足させる高い認識精度を実現するために、音声認識精度向上のための研究開発を積極的に行い、また、多様なアプリケーション開発を可能にする音声認識技術の周辺技術への研究開発を積極的に行ってまいります。

③ 従業員の意識と能力の向上

ネットワーク技術をはじめとする周辺技術の急速な進展により、音声認識の利用環境、ひいては当社グループのビジネス形態は日々変化しています。この変化のスピードに対応できるような人材育成、確保が重要であると考えております。音声認識技術はもとより、これら周辺技術に対応できる開発・営業の両面においても、従業員の意識と能力の向上を図ってまいります。

(4) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

- ・AmiVoice®を組み込んだ音声認識ソリューションの企画・設計・開発を行う「ソリューション事業」
- ・AmiVoice®を組み込んだアプリケーション商品を提供する「ライセンス事業」
- ・企業内のユーザや一般消費者へのサービスにAmiVoice®を提供する「サービス事業」

(5) 主要な営業所（平成25年3月31日現在）

当	社	本社：東京都豊島区
AMIVOICE	THAI	本社：Bangkok Thailand
	CO., LTD.	

(6) 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
105 (25) 名	11 (4) 名増

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
91 (14) 名	7 (1) 名増	37.2歳	5.74年

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況（平成25年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

社名	資本金 (千タイバツ)	当社の出資 比率 (%)	事業内容
AMIVOICE THAI CO., LTD.	27,000	100.00	音声認識ソリューションの開発および提供

③ その他

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先および借入額（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第3回新株予約権を、ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てました。あわせて、当社は、割当先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズと平成25年5月10日付で投資契約を締結しました。投資契約書において、当社は同社から当社事業の支援および取締役2名の派遣など経営に対する一定の関与をしてもらうことで、当社の企業価値向上を図ることを確認しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- |            |          |
|------------|----------|
| ① 発行可能株式総数 | 358,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 152,602株 |
| ③ 株主数      | 14,020名  |
| ④ 大株主      |          |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 ( 株 )	持 株 比 率 ( % )
鈴 木 清 幸	11,100	7.27
(株) ニ チ イ 学 館	9,250	6.06
今 西 信 幸	2,300	1.50
東 邦 ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	1,620	1.06
富 士 通 セ ミ コ ン ダ ク タ ー (株)	1,500	0.98
(株) サ ン ・ ク ロ レ ラ	1,450	0.95
(株) S B I 証 券	1,344	0.88
ひ ろ ぎ ん ウ ツ ミ 屋 証 券 (株)	1,145	0.75
旭 産 業 (株)	1,100	0.72
松 井 証 券 (株)	983	0.64

## (2) 新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成25年3月31日現在）

旧商法第280条ノ20ならびに旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権		第5回	
株主総会決議日		平成16年6月29日	
発行決議日		平成17年3月17日	
役員状況 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 保有数	— —
	監査役	保有者数 保有数	1名 20個
新株予約権の目的となる株式の種類		当社普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数		755株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり 100千円	
新株予約権の行使期間		平成18年7月1日から 平成26年6月30日まで	
新株予約権の行使の条件		<p>① 新株予約権の割当を受けた者のうち、当社の取締役、監査役または従業員については、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位を有していることを要する。ただし、当社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、または従業員を定年により退職した場合および当社の子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にある場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、契約に定めるところにより、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。</p>	

②その他新株予約権等に関する重要事項

平成22年8月13日開催の取締役会決議に基づき発行した募集新株予約権

新株予約権の総数	5,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,000株 (新株予約権1個あたり1株)
新株予約権の払込期日	平成22年8月31日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり 42,000円
新株予約権の行使期間	平成23年6月1日から 平成28年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された第14期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）乃至第16期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の各事業年度に係る連結損益計算書において営業利益が一度でも計上された場合に限り、新株予約権の行使を行うことができる。なお、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、上記「連結損益計算書」を「個別損益計算書」と読みかえるものとする。 ② 本新株予約権者は、当社を退任もしくは退職をした場合、または当社との取引関係が終了した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。なお、本新株予約権者が当社都合の退職および契約終了により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまで限り、権利行使資格を喪失しなければ行使することができる。本新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 1個の新株予約権の一部行使は認めない。 ⑤ 前各号の他、新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。
割 当 先	① 当社取締役 3名 1,000株 ② 当社監査役 3名 100株 ③ 当社従業員 68名 3,651株 ④ 当社関係者 5名 249株

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役の状況（平成25年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役兼社長	鈴木清幸		AMIVOICE THAI CO., LTD. Director
取締役	立松克己	経営管理部長	
取締役	藤田泰彦	情報システム部長兼海外事業部長	AMIVOICE THAI CO., LTD. President
取締役	堤 満	事業本部長兼CTI事業部長	
常勤監査役	石川紘次		
監査役	向川寿人		向川公認会計士事務所代表
監査役	小林明隆		一番町国際法律特許事務所代表

- (注) 1. 監査役石川紘次氏および向川寿人氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役向川寿人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
3. 当社は、監査役向川寿人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 代表取締役会長兼社長鈴木清幸氏は、重要な兼職として株式会社サイバークラーク研究所の代表取締役社長を兼職していましたが、同社は平成25年3月に清算しております。

#### ② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 お よ び 担 当	退 任 時 の 重 要 な 兼 職 の 状 況
森 信介	平成24年11月22日	辞 任	取締役	株式会社ニチイ学館 専務取締役

- (注) 1. 取締役森信介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役でありました。
2. 取締役森信介氏は、重要な兼職として株式会社サイバークラーク研究所の代表取締役副社長を兼職していましたが、同社は平成25年3月に清算しております。

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	支給額（千円）
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4 (-)	18,261 (-)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	11,100 (9,300)
合 計	7	29,361

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 社外取締役については、報酬は支払っておりません。  
 3. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第7回定時株主総会において年額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 4. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第7回定時株主総会において年額300万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社の関係

取締役森信介氏は株式会社ニチイ学館の専務取締役を兼職し、当社と当社との間には資本業務提携契約が締結されており開発委託の取引関係がありました。なお、平成24年11月22日付で資本業務提携契約は解消しております。また、同氏は株式会社サイバークラーク研究所の代表取締役副社長を兼職しておりました。同社は当社の重要な関連会社に該当するとともに、当社と当社の間には開発委託等の取引関係がありました。

監査役向川寿人氏は、向川公認会計士事務所の代表を兼職しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
取 締 役 森 信 介	8	61.53	—	—
監 査 役 石 川 紘 次	17	94.44	13	100.00
監 査 役 向 川 寿 人	15	83.33	12	92.30

- (注) 1. 上記には、会社法第370条に定める書面決議は含んでおりません。  
 2. 取締役森信介氏は、平成24年11月22日付で辞任をしたため、在任中の取締役会の開催回数は他の社外役員と異なります。なお、同氏の辞任までの取締役会の開催回数は13回であります。

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役森信介氏は、取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、これまでの経験を生かした経営に関する発言および助言を行っております。

監査役石川紘次氏は、取締役会において、社外監査役として報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。また、監査役会において、監査活動報告および各監査役の知見を交えた監査役の職務執行に関する意見交換および重要事項についての協議を行っております。

監査役向川寿人氏は、取締役会において、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するための助言および提言を行っております。また、監査役会において、監査活動報告および各監査役の知見を交えた監査役の職務執行に関する意見交換および重要事項についての協議を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 海南監査法人  
② 報酬等の額

	報酬額（千円）
会計監査人としての報酬等の額	19,500
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程を定め、単なる法令順守にとどまらず、法令の趣旨および精神を尊重することを経営の基本方針とし実践する。

取締役は、コンプライアンス担当役員を中心に当社および関係会社に対し、高い企業倫理と厳格な法令順守の浸透に努める。

コンプライアンス担当部署は、コンプライアンス担当役員のもとでコンプライアンス体制の整備を行うとともに、正しい知識を付与するために、適宜、コンプライアンス教育研修を全役職員に実施し周知徹底を図る。

コンプライアンス経営の強化に資することを目的として制定した公益通報者保護法に基づく規程に基づき、組織的または個人的な法令違反行為等を適切に処理する体制構築と周知を図る。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に基づき、適切に保存ならびに管理を行う。また、必要に応じて外部保管機関の利用なども視野に入れ、より安全かつ効率的な保存方法と保存期間を設定する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当役員ならびにリスク管理担当部署を配置する。

リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、取締役会は直ちに報告すべき重要情報の基準および開示基準を審議する。

重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、利益相反取引、子会社および関係会社との重要な取引等、当社に影響を及ぼす可能性のある事項については取締役会の決議を要する。

代表取締役、コンプライアンスおよびリスク管理担当役員は、コンプライアンスおよびリスク管理への取り組みや進捗状況等、適宜、取締役会に報告を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を原則毎月1回開催するほか、適宜、臨時に開催し、法令、定款および社内規程に基づき重要事項の決定ならびに業務執行状況の管理および監査等を行う。

各取締役は役員規程および業務分掌規程等に基づき業務を執行し、随時、必要な決定を行う。また、業務執行の効率性を高めるため、必要に応じて権限体系および決裁方法を見直す。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社ごとに選任される担当責任者は、関係会社管理規程に基づき、適宜、当社への決裁および報告を行う。さらに、関係会社が内部統制システムを整備するよう指導し、法令違反その他内部統制にかかわる重要事項を発見した場合は、直ちに当社の取締役および監査役に報告することを要する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとする。また、当該使用人については、取締役からの独立性を十分に確保する。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役が出席する取締役会等の会議において業務執行状況の報告を行い、会社に著しい損害を及ぼし、または発生する恐れがあるときおよび職務遂行に関する法令違反または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告することを要する。

監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会の監査計画に基づき、監査が効率的かつ実効的に行えるよう、各部署の協力体制と内部監査部門との連携体制を構築する。

監査役会は、監査の実施のために必要なときは、自らの判断により外部の専門家を活用することができる。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は企業価値および株主価値を向上させ、市場から適正な評価を頂くことが最良の買収防衛策と考えます。また、敵対的買収とその防衛策につきましては経営の一般的課題として検討しておりますが、具体的な防衛策を直ちに採るには至っておりません。よって、当該事項につきまして、該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>&lt;資産の部&gt;</b>		<b>&lt;負債の部&gt;</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,171,900</b>	<b>流動負債</b>	<b>274,854</b>
現金及び預金	2,267,953	買掛金	70,108
受取手形及び売掛金	569,185	未払金	17,737
有価証券	85,611	リース債務	305
商品及び製品	4,712	未払法人税等	66,338
仕掛品	5,669	前受金	65,858
原材料及び貯蔵品	13,081	繰延税金負債	5,685
未収入金	129,267	その他	48,821
その他	99,530	<b>固定負債</b>	<b>65,211</b>
貸倒引当金	△3,110	リース債務	71
<b>固定資産</b>	<b>1,815,292</b>	資産除去債務	7,022
<b>有形固定資産</b>	<b>699</b>	繰延税金負債	58,118
その他	699	<b>負債合計</b>	<b>340,066</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>8,428</b>	<b>&lt;純資産の部&gt;</b>	
ソフトウェア	7,838	<b>株主資本</b>	<b>4,554,673</b>
ソフトウェア仮勘定	590	資本金	4,585,097
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,806,164</b>	資本剰余金	3,577,231
投資有価証券	1,030,603	利益剰余金	△3,607,655
敷金及び保証金	74,174	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>90,402</b>
長期前払費用	495,371	その他有価証券評価差額金	89,089
長期未収入金	206,820	為替換算調整勘定	1,312
その他	155	<b>新株予約権</b>	<b>2,050</b>
貸倒引当金	△959	<b>純資産合計</b>	<b>4,647,126</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,987,192</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>4,987,192</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

(平成24年4月1日から)  
(平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,573,286
売 上 原 価		552,544
売 上 総 利 益		1,020,741
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,035,120
営 業 損 失		14,378
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,280	
有 価 証 券 利 息	19,675	
為 替 差 益	216,106	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	71,231	
関 係 会 社 株 式 売 却 に 伴 う 精 算 分 配 金	54,171	
雑 収 入	1,596	367,062
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	58	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	97,368	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△1,585	
雑 損 失	1,094	96,935
経 常 利 益		255,747
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	663,214	663,214
特 別 損 失		
減 損 損 失	3,409	3,409
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		915,552
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	64,111	
法 人 税 等 調 整 額	14,469	78,580
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		836,971
当 期 純 利 益		836,971

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)  
(平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
当期首残高	4,585,097
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	<u>4,585,097</u>
<b>資本剰余金</b>	
当期首残高	3,577,231
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	<u>3,577,231</u>
<b>利益剰余金</b>	
当期首残高	△4,444,627
当期変動額	
当期純利益	<u>836,971</u>
当期変動額合計	<u>836,971</u>
当期末残高	<u>△3,607,655</u>
<b>株主資本合計</b>	
当期首残高	3,717,701
当期変動額	
当期純利益	<u>836,971</u>
当期変動額合計	<u>836,971</u>
当期末残高	<u>4,554,672</u>
<b>その他の包括利益累計額</b>	
<b>その他有価証券評価差額金</b>	
当期首残高	260,691
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△171,601</u>
当期変動額合計	<u>△171,601</u>
当期末残高	<u>89,089</u>
<b>為替換算調整勘定</b>	
当期首残高	△5,296
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>6,609</u>
当期変動額合計	<u>6,609</u>
当期末残高	<u>1,312</u>

(単位：千円)

<b>その他の包括利益累計額合計</b>	
当期首残高	255,394
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△164,992</u>
当期変動額合計	<u>△164,992</u>
当期末残高	<u>90,402</u>
<b>新株予約権</b>	
当期首残高	2,050
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>—</u>
当期変動額合計	<u>—</u>
当期末残高	<u>2,050</u>
<b>純資産合計</b>	
当期首残高	3,975,146
当期変動額	
当期純利益	836,971
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△164,992</u>
当期変動額合計	<u>671,979</u>
当期末残高	<u>4,647,126</u>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	AMIVOICE THAI CO., LTD.

#### (2) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する注記

持分法の適用の範囲の変更 前連結会計年度において持分法適用会社でありました(株)サイバークラーク研究所は清算したため、持分法の適用範囲から除いております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

##### 1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合規約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を「営業外損益」へ純額で取り込む方法によっております。

##### 2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法によっております。

- 3) たな卸資産の評価基準および評価方法
- |             |   |
|-------------|---|
| イ. 商品および原材料 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。 |
| ロ. 仕掛品      | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。   |
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- 1) 有形固定資産（リース資産を除く）
- 定率法によっております。なお、主な耐用年数はその他（工具、器具および備品）が2～5年であります。
- 2) 無形固定資産（リース資産を除く）
- ソフトウェア
- 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。
- 収益獲得目的のもの 3年
- 費用削減目的のもの 5年
- 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間3～5年に基づく均等配分額のいずれか大きい額としております。
- 3) リース資産
- リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を勘案して必要額を、貸倒懸念債権および破産更生債権については個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 税抜方式を採用しております。

## 2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記

### （減価償却方法の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 165,560千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額48,098千円が含まれております。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 152,602株

(2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数

普通株式 5,000株

（注）当連結会計年度の有価証券報告書の提出と同時に、行使条件である連結損益計算書における営業利益の計上を満たすことができなくなります。

### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業計画および研究開発計画に照らして、必要な資金を主に株式の発行により調達しております。一時的な余資については資産運用規定に従い、安全性を最優先に金融商品を選定し運用しております。デリバティブにつきましては、外貨建金銭債権債務にかかる将来の為替変動リスクの回避を目的として、為替変動の動向を勘案しながら、為替予約取引を行うことがあります。

営業債権にかかる信用リスクは、与信管理規程に従い、経営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。有価証券および投資有価証券は主として債券であり、経理規程に従い職務権限に基づいた管理者の下、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。また定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	2,267,953千円	2,267,953千円	—
(2) 受取手形及び売 掛金	566,653千円	566,653千円	—
(3) 有価証券	85,611千円	85,611千円	—
(4) 未収入金	128,689千円	126,491千円	△2,197
(5) 投資有価証券	730,603千円	730,603千円	—
(6) 敷金及び保証金	74,174千円	74,174千円	—
(7) 長期未収入金	205,861千円	194,152千円	△11,708
(8) 買掛金	(70,108千円)	(70,108千円)	—
(9) 未払法人税等	(66,338千円)	(66,338千円)	—

(※) 負債に計上しているものについては、( ) で表示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、(2) 受取手形及び売掛金は貸倒引当金控除後の金額を記載しております。

(3) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 未収入金

未収入金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、貸倒引当金控除後の金額を記載しております。

(6) 敷金及び保証金

これらの時価について、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定した結果、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

(7)長期未収入金

長期未収入金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、貸倒引当金控除後の金額を記載しております。

(8)買掛金、(9)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (注) 2. 投資事業組合出資（連結貸借対照表計上額300,000千円）については、組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められているもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

## 6. 資産除去債務に関する注記

### 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	6,897千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	124千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
その他増減額（△は減少）	－千円
期末残高	7,022千円

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	30,439円16銭
(2) 1株当たり当期純利益	5,484円67銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回新株予約権の募集)

当社グループは、平成25年5月10日の取締役会において、第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回新株予約権の募集を行うことを決議しました。

概要は、以下のとおりであります。

### (1) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集

1) 銘柄 株式会社アドバンスト・メディア第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

2) 募集の方法 第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。

ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合

3) 発行価格 額面100円につき金100円

4) 発行価額の総額 金1,505,000,000円

5) 利率 本社債(本新株予約権付社債の社債部分をいう。)には利息を付さない

### 6) 償還の方法

①償還金額 本社は、平成31年5月27日(以下、「償還期限」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

#### ②償還の方法及び期限

(ア) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還期限までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。一部を償還する場合は、抽選その他の合理的な方法による。

① 平成25年5月27日から平成26年5月26日までの期間：101.5%

② 平成26年5月27日から平成27年5月26日までの期間：103.0%

③ 平成27年5月27日から平成28年5月26日までの期間：104.5%

④ 平成28年5月27日から平成29年5月26日までの期間：106.0%

⑤ 平成29年5月27日から平成30年5月26日までの期間：107.5%

⑥ 平成30年5月27日から平成31年5月26日までの期間：109.0%

(イ) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合(以下、「組織再編行為」という。)、その選択により、当該組織再編行為が効力発生日(当該組織再編行為の日又は当該組織再編行為により企図されている組織再編の効力発生日のいずれか遅い方の日をいう。以下、同じ。)の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日(当該組織再編行為が効力

発生日より前の日とする。)に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を、額面金額に本欄(7)に記載の割合を乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。

(ウ) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成27年5月27日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

(エ) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(オ) 償還元金の支払場所 株式会社アドバンスト・メディア 経営管理部

7) 償還期限 平成31年5月27日

8) 譲渡に関する事項 本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

9) 担保 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

#### 10) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的となる株式の種類 当社普通株式

②新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的となる株式の総数は、本社債の元本総額を転換価額(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。

③新株予約権の個数 43個

④発行価額 無償

⑤転換価額 1株につき117,000円

⑥資本に組入れる額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

⑦行使期間 平成25年5月27日から平成31年5月26日までとする。

11) 申込期日 平成25年5月27日(月)

12) 払込期日 平成25年5月27日(月)

13) 本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先の業務執行役員である株式会社ウィズ・パートナーズ(以下、「ウィズ・パートナーズ」という。)との間で、本有価証券届出書の効力の発生を以て有効となる、本新株予約権付社債及び第3回新株予約権に関する投資

契約書を締結し、以下のとおり合意する。

① 当社は、平成26年3月15日以降、本新株予約権の行使期間の最終営業日までの期間いつでも、ウィズ・パートナーズに対して、本新株予約権21個（元本総額735百万円、新株予約権の目的となる株式6,282株。）を上限として、本新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、かかる指示のあった日から2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければならない。

② 上記①の定めにかかわらず、当社は、(i)割当予定先が別途本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内の期間、(ii)上記①に従い当社の指示により割当予定先が本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内の期間、(iii)当社が第3回新株予約権の発行要項の規定に基づき第3回新株予約権の全部の取得を決定した日以降、及び(iv)ウィズ・パートナーズ又は割当予定先が当社の公開していない重要事実（金融商品取引法第166条第1項に定める重要事実をいう。以下、同じ。）又は重要情報取得通知（ウィズ・パートナーズが重要事実又はその恐れのある情報を取得した場合に、ウィズ・パートナーズがかかる情報及びその受領日につき当社に対し通知する書面をいう。）に記載された情報を保有している期間（かかる情報が重要事実と該当しない旨を当社がウィズ・パートナーズに対し書面をもって説明した場合又はかかる情報を当社が公表した場合を除く。）は、ウィズ・パートナーズに対する本新株予約権の行使指示を行うことができない。

14) 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 該当事項なし

15) 資金使途 研究開発資金およびM&A資金

## (2) 第3回新株予約権の募集

1) 募集の方法 第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。

ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 2) 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式   |
| 3) 新株予約権の個数         | 90個  |
| 4) 新株予約権の目的となる株式の数  | 25,200株（新株予約権1個につき280株）  |
| 5) 発行価額             | 新株予約権1個につき476,000円<br>（新株予約権の目的となる株式1株当たり1,700円）   |
| 6) 発行価額の総額          | 42,840,000円  |
| 7) 資本へ組入れる額         | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。 |

- 8) 行使価額 178,000円
- 9) 払込期日 平成25年5月27日(月)
- 10) 割当日 平成25年5月27日(月)
- 11) 新株予約権の行使期間 平成25年5月27日から平成31年5月26日まで
- 12) 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- ① 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告した上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。
  - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。
- 13) 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。
- 14) 資金使途 研究開発資金およびM&A資金

## 9. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	主な用途	種類
AMIVOICE THAI CO., LTD. (Bangkok Thailand)	子会社設備	器具備品

当社グループは、管理会計上の区分に基づき、会社単位でグルーピングを行っております。

当該資産については、当初想定していた利益を見込めなくなったことから、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は子会社3,409千円(器具および備品3,409千円)であります。

なお、回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値は零と算定しております。

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>&lt;資産の部&gt;</b>		<b>&lt;負債の部&gt;</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,138,827</b>	<b>流動負債</b>	<b>268,913</b>
現金及び預金	2,257,198	買掛金	68,228
受取手形	3,558	未払金	17,630
売掛金	539,940	未払費用	17,001
有価証券	85,611	未払法人税等	66,338
商品及び製品	4,712	前受金	65,858
仕掛品	5,057	預り金	11,248
原材料及び貯蔵品	13,081	繰延税金負債	5,685
前払費用	90,681	その他	16,922
未収入金	130,454	<b>固定負債</b>	<b>65,140</b>
その他	11,654	資産除去債務	7,022
貸倒引当金	△3,122	繰延税金負債	58,118
<b>固定資産</b>	<b>1,848,062</b>	<b>負債合計</b>	<b>334,054</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>699</b>	<b>&lt;純資産の部&gt;</b>	
工具、器具及び備品	699	<b>株主資本</b>	<b>4,561,696</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>8,428</b>	<b>資本金</b>	<b>4,585,097</b>
ソフトウェア	7,838	<b>資本剰余金</b>	<b>3,051,797</b>
ソフトウェア仮勘定	590	資本準備金	3,051,797
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,838,935</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>△3,075,198</b>
投資有価証券	1,030,603	その他利益剰余金	△3,075,198
関係会社株式	33,543	繰越利益剰余金	△3,075,198
敷金及び保証金	73,400	<b>評価・換算差額等</b>	<b>89,089</b>
長期未収入金	206,820	その他有価証券評価差額金	89,089
長期前払費用	495,371	<b>新株予約権</b>	<b>2,050</b>
その他	155	<b>純資産合計</b>	<b>4,652,836</b>
貸倒引当金	△959	<b>負債純資産合計</b>	<b>4,986,890</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,986,890</b>		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,510,898
売 上 原 価		526,061
売 上 総 利 益		984,836
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		992,196
営 業 損 失		7,359
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,266	
有 価 証 券 利 息	19,675	
為 替 差 益	215,541	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	71,231	
関 係 会 社 株 式 売 却 に 伴 う 精 算 分 配 金	54,171	
雑 収 入	3,995	368,882
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△1,585	
雑 損 失	1,094	△491
経 常 利 益		362,014
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	663,214	663,214
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	110,000	110,000
税 引 前 当 期 純 利 益		915,228
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	64,111	
法 人 税 等 調 整 額	14,469	78,580
当 期 純 利 益		836,648

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)  
(平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
当期首残高	4,585,097
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	4,585,097
<b>資本剰余金</b>	
<b>資本準備金</b>	
当期首残高	3,051,797
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	3,051,797
<b>資本剰余金合計</b>	
当期首残高	3,051,797
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	3,051,797
<b>利益剰余金</b>	
<b>その他利益剰余金</b>	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△3,911,846
当期変動額	
当期純利益	836,648
当期変動額合計	836,648
当期末残高	△3,075,198
<b>利益剰余金合計</b>	
当期首残高	△3,911,846
当期変動額	
当期純利益	836,648
当期変動額合計	836,648
当期末残高	△3,075,198
<b>株主資本合計</b>	
当期首残高	3,725,048
当期変動額	
当期純利益	836,648
当期変動額合計	836,648
当期末残高	4,561,696

**評価・換算差額等****その他有価証券評価差額金**

当期首残高	260,691
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△171,601</u>
当期変動額合計	<u>△171,601</u>
当期末残高	<u>89,089</u>

**評価・換算差額等合計**

当期首残高	260,691
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△171,601</u>
当期変動額合計	<u>△171,601</u>
当期末残高	<u>89,089</u>

**新株予約権**

当期首残高	2,050
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>—</u>
当期変動額合計	<u>—</u>
当期末残高	<u>2,050</u>

**純資産合計**

当期首残高	3,987,789
当期変動額	
当期純利益	836,648
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△171,601</u>
当期変動額合計	<u>665,046</u>
当期末残高	<u>4,652,836</u>

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### 1) 有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

##### ②その他有価証券

###### イ. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

###### ロ. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合格約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を「営業外損益」へ純額で取り込む方法によっております。

##### 2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

###### デリバティブ

時価法によっております。

##### 3) たな卸資産の評価基準および評価方法

###### ①商品および原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

###### ②仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、主な耐用年数は工具、器具および備品が2～5年であります。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

###### ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

収益獲得目的のもの 3年

費用削減目的のもの 5年

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間3～5年に基づく均等配分額のいずれか大きい額としております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- |                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| (3) 引当金の計上基準<br>貸倒引当金                 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を勘案して必要額を、貸倒懸念債権および破産更生債権については個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。 |
| (4) 繰延資産の処理方法<br>株式交付費                | 支出時に全額費用として計上しております。   |
| (5) その他計算書類作成のための基本となる事項<br>消費税等の会計処理 | 税抜方式を採用しております。   |

## 2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記

### (減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- |  |           |
|--|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                           | 151,048千円 |
| 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額44,688千円が含まれております。 |           |
| (2) 関係会社に対する金銭債権債務                           |           |
| ① 売掛金  | 2,487千円   |
| ② 未収入金                                       | 1,200千円   |
| ③ 立替金  | 4,039千円   |

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- |              |         |
|--------------|---------|
| ① 売上高        | 4,249千円 |
| ② 売上原価       | 5,012千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 2,400千円 |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	32,002千円
たな卸資産評価損	12,849
破産更生債権等	69,551
関係会社株式	14,981
貸倒引当金繰入限度超過額	1,454
資産除去債務	2,502
繰越欠損金	1,068,329
その他	8,815
繰延税金資産 小計	1,210,488
評価性引当額	△1,210,488
繰延税金資産 合計	—千円
繰延税金負債	
長期外貨建債権	△14,469
その他有価証券評価差額金	△49,334
繰延税金負債 合計	△63,803
繰延税金負債の純額	△63,803千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	資本金	事業の内容 内又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	AMIVOICE T H A I C O . , L T D .	27,000 千タイバーツ	音声認識 ソリューション の開発及び提	(所有) 直接100.0	タイにおける当 社音声認識ソリ ューションの 開発及び提供 役員の兼任2名	ロイヤリ ティの請 求※1	1,707	売掛金	1,012
						技術支援 料の請求 ※2	2,542	売掛金	1,475
						業務サポ ート料の 請求※3	2,400	未収入金	1,200
						経費の立 替※4	9,964	立替金	4,039
						音声書き 起こし作 業の委託 ※5	5,000	—	—
						増資の引 受※6	25,400	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には換算差損益が含まれております。また、取引金額には消費税等は含まれておりません。

### 2. 取引条件および取引条件の決定方針等

- ※1 ロイヤリティは、契約に基づき、タイ語に関する音声認識エンジンのコア部分に対する利用料を請求しております。
- ※2 契約に基づき同社からの依頼により当社において技術支援をした工数を基礎として請求しております。
- ※3 契約に基づき経理・人事等の管理部門の業務をサポートし、手数料を請求しております。
- ※4 渡航に係る費用等を立替えることがあります。
- ※5 タイ語の音声書き起こし作業を業務委託契約により委託することがあります。
- ※6 1株につき1,000タイバーツで増資を引き受けたものであります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 30,476円57銭
- (2) 1株当たり当期純利益 5,482円55銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回新株予約権の募集)

当社は、平成25年5月10日の取締役会において、第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回新株予約権の募集を行うことを決議しました。概要は、以下のとおりであります。

### (1) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集

- 1) 銘柄 株式会社アドバンスト・メディア第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
- 2) 募集の方法 第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。

ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合

- 3) 発行価格 額面100円につき金100円
- 4) 発行価額の総額 金1,505,000,000円
- 5) 利率 本社債(本新株予約権付社債の社債部分をいう。)には利息を付さない

### 6) 償還の方法

①償還金額 本社は、平成31年5月27日(以下、「償還期限」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

### ②償還の方法及び期限

(ア) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還期限までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。一部を償還する場合は、抽選その他の合理的な方法による。

- ① 平成25年5月27日から平成26年5月26日までの期間：101.5%
- ② 平成26年5月27日から平成27年5月26日までの期間：103.0%
- ③ 平成27年5月27日から平成28年5月26日までの期間：104.5%
- ④ 平成28年5月27日から平成29年5月26日までの期間：106.0%
- ⑤ 平成29年5月27日から平成30年5月26日までの期間：107.5%
- ⑥ 平成30年5月27日から平成31年5月26日までの期間：109.0%

(イ) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合(以下、「組織再編行為」という。)、その選択により、当該組織再編行為が効力発生日(当該組織再編行為の日又は当該組織再編行為により企図されている組織再編の効力発生日のいずれか遅い方の日をいう。以下、同じ。)の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日(当該組織再編行為が効力発生日より前の日とする。)に、その保有する本新株予約権付社債の全部

又は一部を、額面金額に本欄(ア)に記載の割合を乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。

- (ウ) 本新株予約権付社債の社債権者は、平成27年5月27日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (エ) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (オ) 償還元金の支払場所 株式会社アドバンスト・メディア 経営管理部

- 7) 償還期限 平成31年5月27日
- 8) 譲渡に関する事項 本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
- 9) 担保 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

#### 10) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的となる株式の種類 当社普通株式

②新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的となる株式の総数は、本社債の元本総額を転換価額(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。

③新株予約権の個数 43個

④発行価額 無償

⑤転換価額 1株につき117,000円

⑥資本に組入れる額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

⑦行使期間 平成25年5月27日から平成31年5月26日までとする。

11) 申込期日 平成25年5月27日(月)

12) 払込期日 平成25年5月27日(月)

13) 本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先の業務執行役員である株式会社ウィズ・パートナーズ(以下、「ウィズ・パートナーズ」という。)との間で、本有価証券届出書の効力の発生を以て有効となる、本新株予約権付社債及び第3回新株予約権に関する投資契約書を締結し、以下のとおり合意する。

- ① 当社は、平成26年3月15日以降、本新株予約権の行使期間の最終営業日までの期間いつでも、ウィズ・パートナーズに対して、本新株予約権21個（元本総額735百万円、新株予約権の目的となる株式6,282株。）を上限として、本新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、かかる指示のあった日から2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければならない。
- ② 上記①の定めにかかわらず、当社は、(i)割当予定先が別途本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内の期間、(ii)上記①に従い当社の指示により割当予定先が本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内の期間、(iii)当社が第3回新株予約権の発行要項の規定に基づき第3回新株予約権の全部の取得を決定した日以降、及び(iv)ウィズ・パートナーズ又は割当予定先が当社の公開していない重要事実（金融商品取引法第166条第1項に定める重要事実をいう。以下、同じ。）又は重要情報取得通知（ウィズ・パートナーズが重要事実又はその恐れのある情報を取得した場合に、ウィズ・パートナーズがかかる情報及びその受領日につき当社に対し通知する書面をいう。）に記載された情報を保有している期間（かかる情報が重要事実と該当しない旨を当社がウィズ・パートナーズに対し書面をもって説明した場合又はかかる情報を当社が公表した場合を除く。）は、ウィズ・パートナーズに対する本新株予約権の行使指示を行うことができない。

14) 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 該当事項なし

15) 資金使途 研究開発資金およびM&A資金

(2) 第3回新株予約権の募集

1) 募集の方法 第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。

ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 2) 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式   |
| 3) 新株予約権の個数         | 90個  |
| 4) 新株予約権の目的となる株式の数  | 25,200株（新株予約権1個につき280株）  |
| 5) 発行価額             | 新株予約権1個につき476,000円<br>（新株予約権の目的となる株式1株当たり1,700円）   |
| 6) 発行価額の総額          | 42,840,000円  |
| 7) 資本へ組入れる額         | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。 |
| 8) 行使価額             | 178,000円   |

- 9) 払込期日 平成25年5月27日(月)
- 10) 割当日 平成25年5月27日(月)
- 11) 新株予約権の行使期間 平成25年5月27日から平成31年5月26日まで
- 12) 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- ① 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告した上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。
  - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。
- 13) 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする。
- 14) 資金使途 研究開発資金およびM&A資金

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月16日

株式会社アドバンスト・メディア

取締役会 御中

### 海南監査法人

指定社員 公認会計士 古川 雅一 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 秋葉 陽 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンスト・メディアの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスト・メディア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回新株予約権の募集を行うことを決議した。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月16日

株式会社アドバンスト・メディア

取締役会 御中

### 海南監査法人

指定社員 公認会計士 古川 雅一 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 秋葉 陽 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンスト・メディアの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回新株予約権の募集を行うことを決議した。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査役会活動計画に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び重要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び海南監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月23日

株式会社アドバンスト・メディア 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	石	川	紘	次	Ⓜ
監査役（社外監査役）	向	川	寿	人	Ⓜ
監 査 役	小	林	明	隆	Ⓜ

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（4名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	すずき きよゆき 鈴木 清 幸 (昭和27年1月13日)	平成9年12月 当社設立 代表取締役社長 平成20年6月 当社代表取締役会長 平成22年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任） (重要な兼職の状況) AMIVOICE THAI CO., LTD. Director (現任)	11,100株
2	たてまつ かつみ 立 松 克 己 (昭和39年11月8日)	平成15年7月 (株)クリード入社 平成16年2月 同社総務部長 平成17年12月 当社入社 総務・人事部長 平成18年6月 当社取締役総務・人事部長 平成19年5月 当社取締役管理部長 平成22年2月 当社取締役経営管理部長 平成22年5月 当社取締役経営管理本部長 平成24年4月 当社取締役経営管理部長（現任）	20株
3	ふじた やすひこ 藤 田 泰 彦 (昭和35年4月28日)	平成10年10月 当社入社 開発本部長 平成12年6月 当社取締役開発本部長 平成19年10月 当社取締役技術部長 平成22年5月 当社取締役技術本部長 平成24年4月 当社取締役情報システム部長兼 海外事業部長（現任） (重要な兼職の状況) AMIVOICE THAI CO., LTD. President (現任)	200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	つつみ みつる 堤 満 (昭和32年6月13日)	平成16年7月 ㈱プライムオン取締役就任 平成18年11月 当社入社 平成19年10月 当社ソリューション事業部技術グループ長 平成22年5月 当社開発本部長 平成24年4月 当社事業本部長 平成24年6月 当社取締役事業本部長(現任)	—
5	まつむら あつし 松村 淳 (昭和37年1月24日)	昭和61年4月 野村証券㈱入社 平成15年3月 Nomura International Plc. Co-Head of Corporate Finance 平成20年1月 ㈱クワイエット・パートナーズ 代表取締役社長(現任) 平成22年10月 ㈱ウィズ・パートナーズ代表取 締役(現任) 平成24年3月 ナノキャリア㈱取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱クワイエット・パートナーズ代表取締役社長 (現任) ㈱ウィズ・パートナーズ代表取締役(現任)	—
6	いの さとる 飯野 智 (昭和40年7月9日)	平成元年4月 ㈱日立製作所入社 平成12年3月 CSKベンチャーキャピタル㈱ 入社取締役 平成16年6月 入社取締役 平成22年9月 ㈱ウィズ・パートナーズマネー ジング・ダイレクター 平成24年3月 ナノキャリア㈱取締役(現任) 平成25年4月 ㈱ウィズ・パートナーズSMD兼 投資運用部長(現任) 平成25年5月 ㈱ジーンテクノサイエンス取締 役(現任)	—

- (注) 1. 取締役候補者松村淳氏は株式会社ウィズ・パートナーズの代表取締役を兼務しており、取締役候補者飯野智氏は同社のSMD兼投資運用部長を兼務しておりますところ、同社は当社と平成25年5月10日付で投資契約書を締結し、当社は、同社が業務執行組合員であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に対し、無担保転換社債型新株予約権付社債および新株予約権の割当てを行っております。なお、他の候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 候補者松村淳氏および飯野智氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者松村淳氏および飯野智氏を社外取締役候補者とした理由  
候補者松村淳氏および飯野智氏は、会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験と見識を当社の経営に活かしていただけると判断したためです。
4. 当社は候補者松村淳氏および飯野智氏の両氏が、本総会において原案どおり取締役に選任された場合、責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役向川寿人氏および監査役小林明隆氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	むかいがわとしひと 向川 寿人 (昭和28年9月7日)	昭和56年9月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 昭和60年9月 公認会計士登録 平成2年4月 向川公認会計士事務所設立 平成17年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 向川公認会計士事務所代表(現任)	—
2	こばやしあきたか 小林 明隆 (昭和26年3月14日)	昭和51年4月 弁護士登録 平成4年8月 一番町国際法律特許事務所設立 平成11年2月 当社監査役 平成17年6月 当社社外取締役 平成22年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 一番町国際法律特許事務所代表(現任)	—

(注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 向川寿人氏は、社外監査役候補者であります。

3. 向川寿人氏を社外監査役とした理由

向川寿人氏は、過去に会社の業務執行に直接関わったことはありませんが、公認会計士としての高い専門知識を活かし、経営監視能力を十分発揮していただけると判断したためです。

4. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数

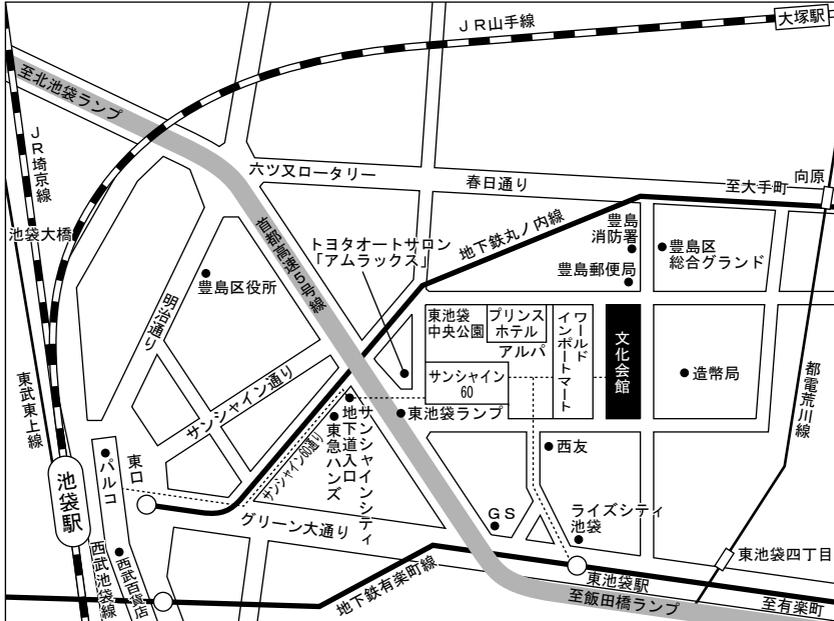
向川寿人氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。

5. 当社は向川寿人氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。本総会において原案どおり監査役に選任された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以上

# 株主総会会場ご案内

会 場 東京都豊島区東池袋三丁目1番4号  
サンシャインシティ 文化会館7階 会議室704室



## 交 通 ■池袋駅東口

(JR山手線・埼京線・東北<宇都宮>線・高崎線、  
地下鉄丸ノ内線・有楽町線・副都心線、西武池袋線、東武東上線)か  
ら徒歩15分

## ■東池袋駅

(地下鉄有楽町線)から徒歩8分